

長時間労働削減推進本部設置規程（平成 26 年 9 月 30 日厚生労働大臣伺い定め）の一部改正  
 （傍線の部分は改正部分）

案	現行
<p><u>（働き方改革推進プロジェクトチーム）</u></p> <p><u>第 3 条の 2 本部に働き方改革推進プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。</u></p> <p><u>2 プロジェクトチームに、主査及び構成員を置く。</u></p> <p><u>3 主査は、事務次官をもって充てる。</u></p> <p><u>4 構成員は、労働基準局長、職業安定局長、雇用均等・児童家庭局長、大臣官房総括審議官（国会担当）及び大臣官房審議官（賃金、社会・援護・人道調査担当）をもって充てる。</u></p> <p><u>5 主査は、必要に応じ、プロジェクトチームに関係部局の職員の参加を求めることができる。</u></p> <p><u>6 主査は、必要に応じ、構成員及び関係部局の職員に対し、特定の課題についての調査及び検討を求めることができる。</u></p> <p><u>7 主査は、必要に応じ、プロジェクトチームの運営に関する事項その他必要な事項を別に定めることができる。</u></p>	<p>（新設）</p>
<p>（働き方改革・休暇取得推進チーム）</p> <p>第 5 条 <u>プロジェクトチームの下に働き方改革・休暇取得推進チーム（以下「推進チーム」という。）を設置する。</u></p> <p>2 推進チームに、主査及び構成員を置く。</p> <p>3 主査は、大臣官房審議官（賃金、社会・援護・人道調査担当）をもって充てる。</p> <p>4 構成員は、関係部局の課室長から、主査が別に指定した者をもって充てる。</p> <p>5 主査は、必要に応じ、推進チームに関係部局の職員の参加を求めることができる。</p> <p>6 主査は、必要に応じ、構成員及び関係部局の職員に対し、特定の課題についての調査及び検討を求めることができる。</p>	<p>（働き方改革・休暇取得推進チーム）</p> <p>第 5 条 本部に働き方改革・休暇取得推進チーム（以下「推進チーム」という。）を設置する。</p> <p>2 推進チームに、主査及び構成員を置く。</p> <p>3 主査は、大臣官房審議官（賃金、社会・援護・人道調査担当）をもって充てる。</p> <p>4 構成員は、関係部局の課室長から、主査が別に指定した者をもって充てる。</p> <p>5 主査は、必要に応じ、推進チームに関係部局の職員の参加を求めることができる。</p> <p>6 主査は、必要に応じ、構成員及び関係部局の職員に対し、特定の課題についての調査及び検討を求めることができる。</p>

案	現行
<p>別紙</p> <p><u>事務次官</u></p> <p><u>職業安定局長</u></p> <p><u>雇用均等・児童家庭局長</u></p> <p>大臣官房総括審議官（国会担当）</p> <p>大臣官房審議官（労働条件政策担当）</p> <p>大臣官房審議官（賃金、社会・援護・人道調査担当）</p> <p>安全衛生部長</p>	<p>別紙</p> <p>大臣官房総括審議官（国会担当）</p> <p>大臣官房審議官（労働条件政策担当）</p> <p>大臣官房審議官（賃金、社会・援護・人道調査担当）</p> <p>安全衛生部長</p>